

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回、南海トラフ地震への対策についてと、マイナ保険証の導入についての2点について一般質問を行います。

最初に、南海トラフ地震への対策について質問を行います。

初めに、本年元日に発生しました令和6年能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を心から願っています。

さて、最近では、比較的大きな地震が全国各地で発生しており、特に今年発生しました令和6年能登半島地震は、最大震度7を記録し、その後、震度5強の地震が相次いで発生していました。このような状況の中、本市でも南海トラフ地震のエリア内にあることから、他人ごとではありません。報道等によりますと、近い将来発生すると言われている南海トラフ地震は、既に予兆が確認され、紀伊半島から九州までといった南海トラフ沿いのエリア内において、深さ30キロメートルから40キロメートルを震源とする地震が増えてきており、いつ来てもおかしくないなどと言っている場合ではなく、巨大地震が確実に来るものと考えながら、対策に備える必要があると言われていています。

そのため、本市では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が策定され、市の取るべき措置として、地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認するなど、防災対策を取る旨を呼びかけるものとする。また、施設、設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するとされています。

そこでお尋ねいたします。現在、南海トラフ地震等最大規模地震に備え、市が取り組んでいる主な事業、ハード面、ソフト面について、お伺いいたします。

次に2点目として、南海トラフ地震はマグニチュード8.0の想定とされ、東日本大震災や能登半島地震よりも災害規模が大きくなると予測され、西日本大震災とも言われています。国の中央防災会議によれば、九州から関東まで、広い範囲で震度6以上の大揺れをもたらし、特に震度7の地域が10県に及ぶと予想されています。そして、犠牲者の総数は32万人以上、全壊する建物は238万トン、津波で震災する面積は1,000平方キロメートルにも及び、巨大地震の規模はマグニチュード9.1、津

波は最大34メートルに達すると想定されています。

そこでお尋ねいたします。本市における人的・物的・建物損害等の被害についてはどのように想定されているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、仮に大規模地震災害が発生した場合、多くの災害瓦礫が発生します。岩出市地域防災計画では、瓦礫処理として、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、瓦礫の最終処分まで処理ルートの確保を図ると記載されていますが、仮置場は、地域のご理解が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。本市では災害瓦礫を長期間仮置きする可能な場所と、最終処分場を現在検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目として、本市の地域防災訓練は、昨年10月22日、巨大地震が発生し、震度6強を想定した訓練を行い、地域住民一人一人の災害に対する意識向上に努めていただいています。また、市政懇談会で説明のあった白いタオル運動も、訓練当日実施されていました。しかし、最近では地域防災訓練の内容がマンネリ化し、また、いつも同じ顔ぶれが参加するだけだと言われており、そして新型コロナウイルス感染症の影響もあるかと思いますが、参加者が減少しているように思います。

そこでお尋ねいたします。地域防災訓練で白いタオル運動を実施した世帯は、市内全体の何%あったのでしょうか。また、今後マンネリ化を防ぎ、市民大勢が参加していただけるような魅力ある地域防災訓練を実施していただきたく、市の見解をお伺いいたします。

次に5点目として、国では平成26年3月に南海トラフ地震災害対策推進基本計画が作成されてから約10年が経過しており、南海トラフ地震の被害想定の見直しなどが以前発表されてきました。そして、県では、今回能登半島地震を教訓にした防災対策の見直しについても報道されていました。また、令和4年4月、政府の地震調査委員会で、南海トラフ巨大地震が40年以内の発生確率を90%程度とされており、また、1年以内に発生する可能性もあると言われていています。

そこでお尋ねいたします。能登半島地震を教訓に、いま一度、南海トラフ地震への防災対策等の取組について、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

福岡議員、1番目のご質問、南海トラフ地震への対策についてですが、ここ数年の間に、令和6年能登半島地震をはじめ、全国各地で大規模な自然災害が起こり、

甚大な被害が発生しております。明日は我が身であります。特に能登半島の地形などは和歌山県と類似するところがあり、同様の課題も多くあると考えています。

議員ご指摘のとおり、本市は南海トラフ地震の影響を受けるエリアにあることから、さらなる対策が必要であると考え、地域防災計画などの見直しに向け、計画の検証事業を実施をすることとしております。大規模な災害発生時には、逃げ遅れる人を出さない初動体制の確立が最重要課題であり、全ての人が迅速に避難行動ができるよう、自主防災組織、区自治会、消防団及び関係団体と連携を図る体制の強化をはじめ、計画全体について検証してまいります。

なお、ご質問の各項目につきましては担当部長が答えますので、よろしく申し上げます。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 おはようございます。

福岡議員、1番目のご質問の1点目と5点目について、併せてお答えいたします。

南海トラフ地震への防災体制等の取組としてであります。区自治会や自主防災組織をはじめ、消防団などの関係団体が互いに連携し、防災に取り組める環境を整備していくことが重要と認識しております。

ソフト面では、大規模災害発生時、逃げ遅れる人を出さない初動体制の確立を市の地域防災活動の最重要課題と捉えており、発生時には各地域での避難者の確認を行い、避難行動要支援者をはじめ、全ての人が慌てず、迅速に避難行動ができるよう、地域の実情に合わせて、消防団、消防組合、警察などの関係機関、自主防災組織、区自治会及び要支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャー及び民生委員・児童委員と連携を図ってまいります。また、各種防災教育をはじめ、地域防災訓練の実施や各地域における自主訓練の支援など、市民の防災意識の向上に取り組んでまいります。

また、自主防災組織の活動に対しては、地域における訓練等の自主防災活動に係る補助制度を設けているほか、市職員による防災講座や那賀消防組合による訓練指導などの支援を実施しており、引き続き活動の活性化、結成促進に向け、周知啓発を実施してまいります。

地域防災力の担い手である消防団の充実強化といたしましては、各消防団が所有している小型動力ポンプ付積載車の車両更新を年次計画により進めており、これまでに20台の車両更新が完了しております。また、消防関係施設などの拡充・強化を図るための補助制度や、消防団活動に必要なヘッドライトなどの装備品の調達、団

員の処遇改善などを図っているところでございます。

ハード面では、防災公園の整備として、令和6年1月にさぎのせ公園でマンホールトイレや防災用備蓄倉庫などの防災施設の設置工事が完了しました。これにより、災害支援活動拠点として、岩出市交通公園、東公園及びさぎのせ公園の3拠点が完成しております。

今後も施設整備の充実を図り、災害時の拠点施設としての機能を高めてまいります。なお、以前より行っております生活道路の環状化、市道金屋荊本線、農業施設防災・減災事業、ため池改修、道路橋梁の耐震化及び長寿命化事業、住宅耐震化促進事業につきましても進捗を図ってまいります。

2点目の本市での人的・物的・建物損壊等の被害の想定は、についてですが、南海トラフ地震においては、和歌山県の地震被害想定を基に、軽症者21名、建物の全壊12棟、半壊160棟の被害を想定しております。しかしながら、全国で甚大な被害が多発しており、さらなる想定を行うことは課題の1つと考えます。

次に、4点目の地域防災訓練での白いタオル運動ですが、自主防災組織での実施戸数は1,130件でございます。自主防災組織以外の実施戸数は把握しておりませんので、実態とは異なりますが、市全体の世帯数で計算すると4.6%となっておりますので、さらなる啓発を行い、実施率の向上に努めてまいります。

地域防災訓練は、災害発生時、逃げ遅れ者を出さない、また逃げ遅れ者の早期発見につなげるため、地域での避難場所の確定と把握を行い、自主防災組織、区自治会、消防団及び関係機関と連携を取り、初動体制の確立を図ることを目的に実施しました。

コロナ禍で4年ぶりの全体開催となったために、参加者人数が大幅に減少しましたが、まずは広報等での周知を強化し、参加者の増加を優先に行っていきたいと考えます。また、子供や若年層の方に関心を持っていただけるような市民の方々と協働で取り組める仕組みづくりを今後検討して、実施していければと考えております。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員1番目の3点目についてお答えします。

災害瓦礫、いわゆる災害廃棄物の長期間可能な仮置場の確保については、岩出市地域防災計画及び岩出市災害廃棄物処理計画に基づき、候補地を複数選定しているところですが、しかし、災害の規模や被災状況により、仮置場を設置する必要があるため、引き続き随時見直しを行うとともに、様々な被災状況を想定した実効性のある仮置場の選定を今後も検討してまいります。

また、最終処分場については、大規模地震により大量の災害廃棄物が発生することから、市単独で災害廃棄物処理が困難と見込まれるため、速やかに県や近隣市町村などに支援要請を行う必要がありますので、これら関係機関との連携を深め、迅速に対応できるよう進めているところです。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 6点について再質問を行います。

最初に、南海トラフ地震が発生した場合、那賀消防組合をはじめ、地域における共助の中核として大きな役割を担っていただいている消防団の活動が必要不可欠だと思います。しかし、その消防団は、現在、高齢化が進んでいるようにも思われます。

そこでお尋ねいたします。今後起き得る災害に備え、充実した消防団組織を維持していくことは大変重要であると思いますが、現在、岩出市消防団員は何名在籍しているのでしょうか。また、若い消防団員の確保に向けた新たな取組があれば、お答えください。

次に2点目として、大規模災害が発生すると、自助・共助の重要性が高まり、自主防災組織の存在が必要不可欠です。自主防災組織においては、災害が発生したとき、地域住民が共通認識を持って自助・共助ができるよう、地域防災訓練等に参加するなど、様々な活動を行っています。

そこでお尋ねいたします。市では、自主防災組織の育成に努められていますが、現在、幾つの自主防災組織が設立されているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、本市に在住している外国人は増加傾向にあります。外国人にとっては、日本語や生活環境に不慣れであることや、災害が発生した場合の避難場所等を知らないことにより、要配慮者避難行動要支援者となります。

そこでお尋ねいたします。このような外国人に対しての支援について、市はどのような対策を考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目として、地域防災訓練時、白いタオル運動を実施された世帯は4.6%であったと答弁がありましたが、今後、市としてこの運動を継続するのであれば、市民への啓発が重要であり、何か手だてを考えていかなければなりません。

そこでお尋ねいたします。今後、市では、白いタオル運動の啓発に当たり、どのような対策を講じようと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に5点目として、大規模地震が発生し、本市に多大な被害がある場合は、自衛

隊の派遣や、他府県からの人的支援が必要になってくると思います。今年の消防団出初め式の挨拶では、能登半島地震発生後、那賀消防組合が早々に現地に赴いたと報告されていました。また、市ウェブサイトでは、水道局職員が能登町での給水活動状況の報告が掲載されていました。

そこでお尋ねいたします。今回発生した能登半島地震への人的支援として、水道局職員が現地に赴いていますが、今までにどの職種で延べ何日行かれたのでしょうか、お伺いいたします。

次に6点目として、地震が発生した場合、甚大な住宅被害が発生し、短期間に大量の仮設住宅を建設する必要があります。その仮設住宅は、災害救助法により公有地に建てることを原則としており、国が費用を負担し、建設は都道府県、用地の確保や施設管理は市町村が担うこととなっていると思います。市としては、想定被害の推計を基に、発災時、仮設住宅必要戸数や建設用地の確保が必要となりますが、現在、それらに対する市の計画をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、消防団の人数、また新たな確保の取組ですけれども、消防団員の在籍者数につきましては、条例定数が341名ですが、令和6年3月1日時点では317名となっております。新たな取組といたしましては、令和5年3月から、団員報酬を引き上げ、処遇改善を図っております。今後も地域防災訓練など、防災イベントを通じた啓発等により、新入団員の確保に向け取り組んでまいります。

次に2点目、自主防災組織の設立数につきましては、令和6年3月1日時点で66団体となっております。さらに多くの設立に向けて啓発に努めてまいります。

次に3点目、災害時の外国人への支援でございます。これにつきましては、災害発生時の外国人に対する対策といたしまして、県や出入国在留管理庁、和歌山県国際交流センターなどと連携し、在住外国人の把握や情報伝達体制の整備、外国人向けの相談窓口の開設を考えております。

続きまして、4点目の白いタオル運動の件ですが、地域防災訓練と併せて、啓発チラシの全戸配布を引き続き実施予定でございます。地域防災訓練の一部でありますので、訓練参加者を増やすことで、白いタオル運動についても実施世帯が増えると考えております。また、あらゆる機会を通じて啓発を行ってまいりたいと考えてございます。

次に5点目、能登半島地震への人的支援でございます。人的支援では、石川県能登町へ避難所運營業務で2名の職員を派遣してございます。派遣期間は、合わせて14日間となっております。現地では、主に支援物資の整理や配布、トイレなどの清掃、能登町役場との連絡調整を行ってございます。先ほど福岡議員からございましたが、水道局からは給水活動で2名、7日間、応急復旧派遣で延べ4名、10日間、施工業者も同行の派遣を行っております。さらなる国・県の要請に対しましても、市全体で対応してまいりたいと考えてございます。

次に6点目、仮設住宅の必要戸数や建設用地の確保についてでございますが、現在のところ、確保できている仮設住宅用地で建設できる戸数といたしましては、若もの広場、あいあいセンター、総合体育館の敷地の一部、根来と南大池の市の所有地を利用しまして、計151戸の仮設住宅が建設可能となっております。今後さらなる用地確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 2番目、マイナ保険証の導入について質問を行います。

本市では平成28年から開始されたマイナンバーカードの普及に当たっては、国が実施したマイナポイント第2弾に合わせ、市役所駐車場内に特設会場を開設、市民生活応援事業の実施、イベント開催時等、あらゆる機会を利用しての出張申請受付や休日・夜間交付の実施等、様々な事業等を展開して普及活動に努めていただいています。そして、私が、令和4年9月議会で、コンビニ交付サービスの導入に向け、市の見解を伺った際、市長から、国の方針に従いコンビニ交付の導入を決定したとの答弁をいただき、その後、令和5年8月1日から全国のコンビニで各種証明書が発行でき、市民は大変便利であると喜ばれています。また、そのときマイナンバーカードの普及について質問を行った際、同年8月31日時点で本市の交付率は41.1%との答弁がありました。

そこでお尋ねいたします。現在、全国及び本市のマイナンバーカードの交付率についてお伺いいたします。

次に2点目として、令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証としての

利用が開始された以降、国では、マイナ保険証の利用促進に向け、令和5年4月から診療報酬の点数を改定し、現行の健康保険証利用に比べ、マイナ保険証を利用した方が、窓口負担の軽減につながっています。

そこでお尋ねいたします。本市の国保被保険者のマイナ保険証手続済みの割合についてお伺いいたします。

次に3点目として、令和5年4月から医療機関は、マイナ保険証用カードリーダーの導入及びマイナ保険証の運用開始が義務づけられています。ただし、やむを得ない事情により導入が遅れている医療機関においては、令和5年12月までの9か月間、特例として経過措置が設けられていましたが、既にその期間は終了しています。

そこでお尋ねいたします。本市ではマイナ保険証に対応している病院や診療所、歯医者や薬局等の医療機関は何件あるのでしょうか。また、医療機関においては、経過措置が終了しているため、100%の導入となっているのか、お伺いいたします。

次に4点目として、令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証としての利用が開始されていますが、国においては、現行の健康保険証を令和6年12月2日から廃止し、マイナンバーカードを使ったマイナ保険証に一本化されることとなりました。先ほども申し上げましたが、マイナ保険証を利用した場合、窓口負担が安くなるとされていますが、以前からマイナンバーカードに関するトラブルや、医師、識者の中にはデメリットを指摘するなどの報道がされていました。

そこでお尋ねいたします。マイナ保険証導入に伴い、市として考えられるメリット・デメリットについてお伺いいたします。

次に5点目として、国では、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険治療等を受けられるよう、本人からの求めに応じ、医療保険者は、医療機関等を受診する際の資格確認のため資格確認書を発行することになっています。

そこでお尋ねいたします。カードの未取得者には、医療保険者から資格確認書が発行されますが、発行される資格確認書の運用についてお伺いいたします。

次に6点目として、先ほども申し上げましたが、マイナ保険証に一本化されることとなります。

そこでお尋ねいたします。マイナ保険証への移行に向け、今後、本市の対応についてお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。



○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、マイナ保険証の導入についてお答えします。

まず1点目、全国及び本市のマイナンバーカードの交付率についてですが、令和6年2月29日時点で、住基人口に対する全国の交付率は78.3%、本市の交付率は79.5%となっています。

続いて2点目、国保被保険者のマイナ保険証手続済みの割合につきましては、国民健康保険中央会から提供された1月末時点の状況では、本市の国民健康保険証とのひもづけ率は66.32%となっております。

続いて3点目、マイナ保険証に対応している本市の医療機関数と、その割合につきましては、2月11日時点で、市内にある医科、歯科、調剤薬局、計94か所中91か所、率にして96.81%の医療機関等が対応しております。

なお、対応していない3か所のうち2か所については、現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関等であり、義務化の例外となります。義務化の対象となる残り1か所については、早期の設置をお願いしてまいります。

続いて4点目、マイナ保険証のメリットといたしましては、初診時の窓口負担が割安となるほか、情報提供に同意することにより、過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師や薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられます。

加えて、負担限度額認定証の交付手続をしなくても、医療費の限度額を超える窓口での支払いが不要となることや、転職や転居等による保険証の切り替えや、更新の際に、紙の保険証の発行を待たずに受診できることなどが上げられます。

デメリットといたしましては、マイナンバーカードを紛失した場合、再発行されるまでに時間を要することや、本市のほとんどの医療機関等で使用可能となっているものの、まだ対応していない医療機関等を受診する場合は、現行の保険証も併せて所持しておく必要があることなどが考えられます。

なお、データ内容の不一致等のトラブルにつきましては、昨年11月からマイナンバー情報の総点検が全国的に実施されており、この春にも完了見込みとのこと。また、誤入力チェックシステムが加入者データと住民基本台帳情報を照合するシステムに改修される予定であることから、今後解消されていくものと考えております。

続いて5点目、資格確認書の運用は、につきましては、資格確認書は、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードは持っているものの保険証の利用登録がお済みでない方などについて、保険証の代わりとして使用できるものです。原則、申請なしで、現行の保険証の有効期限前に交付する予定でございます。

なお、資格確認書の任意記載事項、それからサイズ、材質、有効期間等の運用面においては、今後、県内での統一様式も含め、各市町村の状況を踏まえて決定してまいります。

最後に6点目、マイナ保険証の移行に向け、本市の対応は、についてでございますが、まず保険証の有効期限については、これまで翌年の3月31日を有効期限としておりました。しかし、今回、国において、令和6年12月2日の保険証廃止前に発行された保険証については、最長で令和7年12月1日まで使用可能とする経過措置が設けられました。これにより本市では、被保険者の利便性を考慮し、有効期限を従前の1年から8か月延長することといたしました。

具体的に申しますと、交付日が令和6年4月1日以降の保険証の有効期限を令和7年3月31日までから令和7年12月1日までに延長するというところでございます。今後もマイナ保険証への円滑な移行に向け、マイナ保険証未対応の医療機関へのお願いや、保険証廃止に伴うシステム改修、マイナ保険証のさらなる周知と利用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 4点について再質問を行います。

まず最初に、マイナンバーカードを申請する場合、現在、医療・介護施設等に入院・入所していて外出できない方や認知行動ができない状態にある方に対しては、どのような対応をされるのか、お伺いいたします。

2点目として、先ほど本市のマイナンバー交付率は79.5%との答弁をいただきました。令和4年9月議会で一般質問した際、マイナンバー普及啓発については、今後も広がるカードの利便性について、関係各課と連携して周知を図ることで、カードの普及促進に取り組むとの答弁がありましたが、現在伸び悩んでいる状況かと思えます。今後、マイナ保険証としての使用を考えた場合、カード未取得者に対し、積極的な周知啓発に努め、早期に成果を上げなければならないと考えますが、市として、カードを取得していただくための新たな取組を考えているのであれば、お答えください。

3点目として、現在、何らかの理由で、短期被保険者証や非保険資格証明書となっている方は、制度開始後、どのような取扱いになるのか、お伺いいたします。

4点目として、マイナ保険証がない方については、経過措置として、資格確認書

の発行で医療機関を受診できることとなりますが、仮に有効期間終了後においても、マイナンバーカードを取得しない方や、できない方は無保険状態になるのでしょうか。また、そういう方に対しては、今後どのような取扱いになるのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問の1点目、マイナンバーカード、これ申請する場合に、入院とか入所して外出できない方ということ、どのようにするのかということですが、長期入院や施設入所によりマイナンバーカードの申請や受け取りが困難であるとの相談を受けた場合、個々の事情に応じて、病院や個人宅へ職員が出向くなど、カード取得に向けて、できる限りの支援を行っているところでございます。また、認知症等によりカードの管理に不安のある方につきましては、令和5年12月から暗証番号の設定が不要となる顔認証マイナンバーカードの発行が開始されておりますので、申請される方のご希望を確認しながら、対応しているところでございます。

続きまして、2点目でございます。カードの取得のための新たな取組についてですが、令和5年9月末で、マイナンバーカード特設会場を終了いたしました。引き続き、市民課窓口において、無料写真撮影サービスを含めた申請サポートを実施しており、令和5年10月から令和6年2月末で462件のサポートを実施しております。併せて、マイナンバーカード所持者には、マイナポータルでの保険証のひもづけを支援しているところでございます。3月4日からは、新番号案内表示機の導入により、マイナンバーカードに関する業務の受付を分け、待ち時間の短縮に努めております。

今後は、現在実施している平日・夜間・休日交付窓口につきまして、マイナンバーカードの交付業務に加え、申請サポート業務の実施を進めてまいります。そのほか、マイナンバーカードのメリットや安全性などを分かりやすくまとめたガイドブックによる周知を予定しており、さらなるカードの普及啓発に取り組んでまいります。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

3点目の現行の短期被保険者証や被保険者資格証明書はどうなるのかということについてでございますが、国民健康保険証の廃止により、短期被保険者証や被保険

者資格確認書も廃止となります。

なお、被保険者資格証明書の対象者については特別療養費の対象者となり、窓口で一旦10割を払っていただく必要がありますが、マイナ保険証や資格確認書を窓口で提示した場合でも、特別療養費の対象者であることが確認できるようになっております。

続いて4点目、資格確認書の有効期間終了後、マイナンバーカードを取得していない方やできない方がどうなるのかということにつきましては、資格確認書の有効期間終了後、マイナンバーカードを取得していない方などについては、再度資格確認書を更新してもらって、交付することとなります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。